

## 6 主権者教育

公職選挙法の改正や民法改正に伴い、選挙権年齢や成年年齢が満 18 歳に引き下げられる中、学校においては、学習指導要領の下、児童生徒に主権者として求められる力を育成することが求められています。主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない課題に対して、児童生徒が自分の意見をもちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いを付けたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となります。

### I 主権者教育の充実のための観点

主権者教育で育成を目指す資質・能力は、現実社会の諸課題を扱う中で育まれるものであり、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする態度に結び付くものです。

このため、指導に当たっては、次のような観点から学習活動を検討することが重要です。

- ・児童生徒が社会で起きている事柄（現実の社会的事象）に興味・関心をもつこと
- ・児童生徒が社会で起きている事柄（現実の社会的事象）に実感をもって思考を働かせること
- ・児童生徒が社会の形成に参画する基礎を培うこと
- ・児童生徒にとっての社会である学校生活の充実と向上に主体的に参画すること

### II 学習活動の展開に当たって特に留意すべきこと

#### ○ 社会的事象の取扱い

主権者教育の充実に向け、各学校においては、現実の社会的事象を取り扱い、児童生徒が実感をもって学べるようにすることが重要です。社会的事象の捉え方は、それを捉える観点や立場によって異なることから、これらについて、一面的な見解を十分な配慮なく、取り上げた場合、ともすると恣意的な考えや判断に陥る恐れがあります。

指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を考慮して、社会的事象を公正に判断できるよう配慮することが大切です。

#### ○ 学校における政治的中立の確保

現実の社会的事象の取り扱いに当たっては、学校における政治的中立に留意することが必要です。

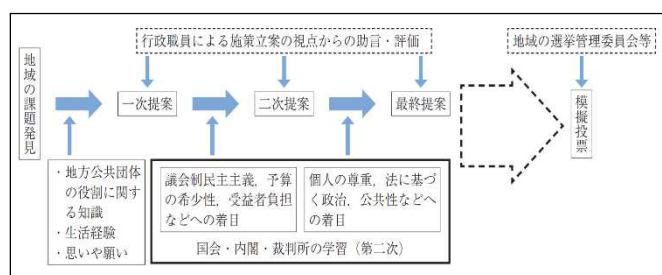
指導に当たっては、教育基本法第 14 条第 2 項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、十分留意することが必要です。

### 【参考資料】

- ・小・中学校向け主権者教育指導資料「主権者として求められる力」を子供たちに育むために（文部科学省）

### III 事例 1：地域の選挙管理委員会と連携した模擬選挙

中学校社会科公民的分野「民主政治と政治参加」の学習において、国政や地方自治に関する学習と並行して、身近な地域の諸課題の解決策を提案するという課題解決型学習を行い、課題解決学習を通じてまとめた提案をもとに、選挙管理委員会の協力の下、模擬的に首長選挙を行います。



【課題解決型学習と模擬選挙の流れ】

### IV 事例 2：市町村議会と連携した子ども議会

北斗市では、将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考え、意見を発表する体験を通して、行政や議会への理解を深めるとともに、子どもたちの視点による意見を市政運営の参考とすることを目的として、市、教育委員会、市議会の三者共催で子ども議会を開催しています。市内各校の小学 5・6 年生、中学生及び市内高等学校・高等支援学校の生徒の合計 20 名が子ども議員となり、子ども議長の進行のもと議事が進められます。



- 差別のない、みんなで支え合うまちづくりについて
- 北斗市の防災について
- 安全なまちづくりについて
- 『北斗市笑顔プロジェクト』について
- 北斗市に総合病院をつくる

【第 4 回北斗市子ども議会で出された質問要旨の一部】

